

茨城工業高等専門学校外国人留学生チューターに関する実施要項

〔 昭和59年10月1日 〕
制 定

(趣旨)

第1 茨城工業高等専門学校外国人留学生規則(以下「規則」という。)第6条に規定するチューターについての実施細目は、この要項の定めるところによる。

(チューターの委嘱)

第2 校長は、規則第6条第2項の規定により選定した学生に対してチューターを委嘱する。

附 則

この要項は、昭和59年10月1日から実施し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

